

国立大学法人滋賀医科大学におけるP I 人件費支出制度 により確保した財源に関する活用方針

令和6年7月29日決定

国立大学法人滋賀医科大学におけるP I 人件費支出制度の実施に関する規程第6条に基づき、P I 人件費支出制度により確保した財源（以下「確保財源」という。）の活用方針を以下のとおり定める。

（目標）

第1条 国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における研究力の向上を目指し、研究者が安定して研究に専念できる環境の整備、多様かつ卓越的・挑戦的な研究を支援する体制の強化を図る。

（当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策）

第2条 確保財源は、以下の事項に充てることとし、使途・活用策はP I 等の意向により決定する。なお、以下のうち大学研究環境改善に係る財源の執行はP I 等の意向を反映したうえで本学が執行する。

(1) P I 等へのインセンティブ

- ・ P I 等の給与水準の向上（直接経費の額が300万円以上の事業に限る。）
- ・ P I 等の研究環境の改善

(2) 大学研究環境改善

- ・ 若手研究者支援
- ・ 博士課程学生への経済支援
- ・ 共用研究設備整備
- ・ 若手教員ポストの増設
- ・ その他大学全体の研究改善に係る財源への充当

（執行にあたる留意事項）

第3条 前項の使途・活用策を実施するに際しては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 直接経費の使途は、研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため判断するものであり、本学が人件費の支出を強制するものではない。
- (2) 本方針は、所属する研究者の意向等も踏まえて、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 当該方針に掲げる目標の達成に向けて、人事給与マネジメントの改善等と併せて取り組むこととする。